

いじめ防止基本方針（改訂）

令和7年7月

徳島県立鴨島支援学校

鴨島支援学校いじめ防止基本方針

徳島県立鴨島支援学校

I いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) 教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (2) いじめはどの子供にも起こりうることを踏まえ、全ての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導に継続的に取り組む。
- (3) ささいな事象であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (4) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。
- (5) より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- (6) いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、こども女性相談センター等）との適切な連携を図るとともに、平素から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

2 学校いじめ対策組織

(1) 組織の構成

校長、教頭、主幹教諭、学部長、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、養護教諭、学級担任、教科担任、学校医等により構成する。また、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては教育相談コーディネーター、副担任等児童生徒が相談しやすい教職員を組織委員に追加する。

また、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等の助言を得る。

(2) 組織の役割

- ① 学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」と表記）に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② 児童生徒・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
- ③ いじめの疑いに係る情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ 緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を行う。

3 教育相談体制

- (1) 教員と児童生徒及び保護者、さらには児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 児童生徒の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。
- (3) 定期的な教育相談週間や相談日等を設定するなど、児童生徒はもとより、保護者も気軽に相談できる体制を整備し、保護者からの相談を直接受け止められるようにする。
- (4) 相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。
- (5) 児童生徒や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

4 いじめの未然防止のための取組

(1) 教育・指導場面

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底する。
- ② 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ③ 全ての児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。
- ④ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。
- ⑤ ストレスを感じた場合、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなどストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑥ 学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるよう努める。また自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ⑦ 学級ホームルーム活動や道徳の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。
- ⑧ スマートフォン等の SNS アプリのトーク等がいじめの原因となる危険性を知ることや、インターネット等を通して行われるいじめに対処するために、情報モラル教育の充実を図り、必要に応じて「スマホ・ネット安全教室」等を行う。また、インターネットによる不適当な書き込み等については、消去が困難であること、刑事罰や民事罰等が適用される場合があることにも触れて指導を行う。
- ⑨ 「いじめ防止委員会」を設置し、児童生徒が主体となって、いじめ問題に取り組む活動を行う。
- ⑩ 児童生徒の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導する。
- ⑪ 教職員の言動が、児童生徒を傷付けたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりす

ることがないよう、細心の注意を払う。

- ⑫ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。
- ⑬ 生徒が被災し、避難所に避難した場合でも、お互いが協力し合い、支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。
- ⑭ 「おごり」という名目で「ゆすり」・「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、生徒の行動や交友関係を把握し適切に対応する。

(2) 家庭・地域社会との連携

- ① 基本方針や指導計画をホームページ等で公表し、学期の始期、入学式等で児童生徒、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ② 家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・こども女性相談センターとの円滑な連携や情報の共有を図る。
- ③ PTAや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会制度を活用したりするなど、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

5 早期発見・早期対応の在り方

- (1) 各学期の始業式及び入学式等において、すべての児童生徒や保護者に対して、いじめを許さない学校の取組や、いじめられている児童生徒を全力で守りぬくことを明らかにし、児童生徒や保護者が学校を信頼し、安心していじめ等の相談ができるよう働きかける。
- (2) 日頃から児童生徒に対する観察に加えて定期的に個別面接等を実施し、日常的にいじめの発見に努め、児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。
- (3) 全ての児童生徒を対象としたいじめ発見のための「アンケート調査」を定期的(10月、2月)に一人一台端末も活用しながら実施することに加え、「個別面談」や「生活ノート」の記述等から、児童生徒の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、いじめの認知については、学校いじめ対策組織において組織的に判断する。
- (4) いじめの把握にあたっては、教育相談担当教諭、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等、学校内の専門家との連携に努める。特に、けんかやふざけ合い、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。
- (5) 児童生徒に絶えず声かけを行い、生徒が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気付いたことについて教職員の情報交換を密に行う。
- (6) 児童生徒が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。
- (7) 夜間・休日を含め、いつでもいじめ等の悩みを相談することができるよう「24時間子供SOS ダイヤル」や「いじめホットライン」等、子供の相談窓口を家庭に周知する。
- (8) いじめについての訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は、速やかに県教育委員会に報告し、適切な連携を図る。

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
- ② 学校いじめ対策組織において、速やかに関係児童生徒等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。
- ③ 職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
- ④ いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。

(2) いじめられた児童生徒、保護者への支援

- ① いじめられた児童生徒を徹底して全力で守りぬく。
- ② いじめられた児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ③ 複数教員による家庭訪問を行う。
- ④ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
- ⑥ スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。
- ⑦ 特に配慮が必要な生徒の指導については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行い、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(3) いじめた児童生徒への指導と保護者への助言

- ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。
- ② いじめられた児童生徒を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。
- ③ いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
- ④ 複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。

(4) 他の児童生徒への指導

- ① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
- ② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。
- ③ 児童生徒自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める。

(5) 教育委員会等への報告と連携

いじめを認知した場合は、校長が速やかに県教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールプロフェッサー、スクールロイヤー等の派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。

(6) 関係機関への相談・通報

- ① 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。なお、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められた場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、

あらかじめ保護者等に対して周知を行う。

- ② 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
- ③ ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。
- ④ 学校だけでは解決が困難な事案に対して、学校問題解決支援コーディネーターや専門家による「専門家チーム」の支援を受け、組織的な問題解決に取組む。

(7) いじめの解決状態

少なくとも、次の2項目が満たされていること。ただし、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。

- ① 少なくとも3か月を目安とする。学校いじめ対策組織において、より長期な期間を設定できる。
- ② いじめを受けた児童生徒が、心身の苦痛を感じていないこと。組織委員で面談等を実施する。

7 校内研修

全ての教職員の共通認識を図るため、年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題や人権教育に関する校内研修を行う。

8 重大事態への対処

- (1) いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちに教育委員会に報告するとともに、教育委員会と連携して対処する。
- (2) 重大事態が生じ学校が調査主体になるときは、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(文部科学省 令和6年8月 21ページ)を参照し、迅速かつ丁寧な調査を行う。

9 取組の評価

- (1) PDCAサイクルの考え方従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。
- (2) 期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

10 年間計画(いじめ防止プログラム)

(1) 年間目標

- ・いじめは、どの子供にもどこの学校でも起こり得ることを踏まえて、いじめ問題に対して積極的に認知し組織的に取り組む。
- ・児童生徒との信頼関係を醸成し、いじめを見抜く感覚を磨くことでいじめの早期発見を図る。
- ・学習指導や進路指導を充実させ、お互いを認め合える人間関係や集団づくりを構

築し、児童生徒が自己有用感を持つことにより、いじめの未然防止を図る。

いじめ防止プログラム

	内 容	対象者	担 当
4 月	いじめ防止基本方針の説明 参観授業 PTA総会 学部別・学級別懇談会	教職員 児童生徒・保護者 保護者 教職員・保護者	生徒指導主事 教務課 教務課 各学部・学級担任
5 月	ゴミゼロ運動(集団活動)	児童生徒	生徒指導主事・特別活動課
6 月	参観授業(運動会)	児童生徒・保護者	特別活動課
7 月	人権問題啓発ポスター制作	児童生徒	人権教育課・図工美術教諭
8 月	家庭訪問	児童生徒・保護者	学級担任
9 月	参観授業 学級別懇談会 保護者進路研修会	児童生徒・保護者 保護者 保護者	学級担任 学級担任 進路指導主事
10 月	アンケート調査 アンケート調査分析 修学旅行 ふれあい交流作品展	児童生徒・保護者 教職員 児童生徒 児童生徒・地域住民	生徒指導主事 生徒指導主事・学級担任 各学部 特別活動課・図工美術教諭
11 月	参観授業(学校祭)	児童生徒・保護者	特別活動課
12 月			
1 月	ふれあい交流会(地域との交流)	児童生徒・地域住民	特別活動課
2 月	参観授業 校内研修(人権教育講演会) 学級別懇談会 アンケート調査 アンケート調査分析	児童生徒・保護者 保護者・教職員 児童生徒・保護者 児童生徒・保護者 教職員	教務課 人権教育課 学級担任 生徒指導主事 生徒指導主事・学級担任

3 月	卒業生を送る会 卒業式	児童生徒 児童生徒・保護者・教職員	各学部 教務課
--------	----------------	----------------------	------------

(2)いじめ防止委員会の活動状況について

- ・委員が活動の年間計画を立てる。
- ・委員会にて活動の企画・準備・運営を行う。
- ・全校を対象として、友だちと親睦を深め、お互いを尊重し合える活動を年間で2回程度実施する。